

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
1	実施要領 P2	2 参加資格要件 (1) ケ	参加資格要件として「平成28年度(2016年度)以降の自治体からの業務委託完了実績」とありますが、自治体以外の保険者(共済組合・健康保険組合等)の実績で代替することは可能でしょうか。	実施規模等提出された内容を踏まえ判断させていただきます。
2	実施要領 P5、7	4 提案募集の概要及び日程 (9) 提案書等の提出 5 事業者の選定 (2) 審査	プレゼンテーションを収録したのもも提出とのことですが、別途7/17にもプレゼンテーションが予定されています。2つとも同じ内容でプレゼンテーションを行う認識で良いでしょうか。またもし可能であれば、プレゼンテーションを2回設ける背景を教えてくださいませんか。	提出いただいたプレゼンテーションを事前に確認し、7/17はプレゼンテーションの内容に関するヒアリングを行います。7/17は詳細な内容をヒアリングし、提案内容の理解を深めることを目的に、このような形式で実施します。
3	実施要領 P6	4 提案募集の概要及び日程 キ 見積書に関する留意事項	各年度で上限金額を超えないように記載がございませす。仕様書5(2)年間予定人数について、令和8年度・9年度年度毎の予定人数をご教示いただけますでしょうか。	令和8、9年度も仕様書に示した年間予定人数を想定しています。仕様書P2の「5 対象者及び予定人数(2)年間予定人数」をご参照ください。
4	実施要領 P7	5 事業者の選定	営業や運営の方が詳細を理解していることもあるため参加者全員が回答することは差し支えないでしょうか？	差し支えございません。
5	仕様書PI	3 契約期間	契約期間(複数年)の履行および保証は必須要件でしょうか。また、契約期間全体の保証が難しい場合に、1年単位での履行保証とすることは可能でしょうか。加えて、やむを得ない事情により契約の履行が困難となった場合、途中解約等について協議することは可能でしょうか。	契約期間は必須要件です。また、保証については1年単位で切れ目なく履行保証することについては可能とします。現時点において契約の途中解約等について想定するものではありませんが、履行困難時に協議することが考えられます。
6	仕様書 PI	4 実施体制 (2)	配置予定の統括者について、昨年度は配属のタイミングで研修が終了していたため、本年度開催予定(秋頃)の研修を受講します。事業開始にあたっては、受講完了までの間、すでに修了している別の従業員が指導管理等の支援を行う体制とすることで、要件を満たしていると思なしていただけますでしょうか。	指導管理者等の支援を行う者の氏名を様式に分かるようご記入いただければ、要件を満たしていると思なします。
7	仕様書 PI	5 対象者及び予定人数 (1) 対象者	30歳~39歳が重複していますが、アは40歳から74歳でしょうか。	アは吹田市国保健康診査の対象者で、30歳から74歳の吹田市国民健康保険被保険者です。イは30歳代健康診査の対象者で、30歳から39歳の吹田市民のうち、吹田市国民健康保険非被保険者です。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
8	仕様書 P2	6 保健指導業務について (1) 実施場所・日程等 ア 保健指導積極的支援 (ア)	昨年度の実施状況(1日当たりの実施人数や日程)をご教示いただけますでしょうか? また、2回目以降の面接は継続支援を面接のみで行うのではなく、希望者がいた場合に対応する認識でよいでしょうか?	公的施設での面接実績 令和6年度:5日 令和7年度:7日  オンライン面接実績 令和6年度:2件 令和7年度:12件  1日あたりの実施人数:0~最大3人  2回目以降の面接については、希望者のみの対応で問題ございません。
9	仕様書 P2	6 保健指導業務について (1) 実施場所・日程等 ア 保健指導積極的支援 (ア)	R6、R7年度の市内公的施設を何か所利用したかお示してください。	吹田市立保健センター、吹田市立保健センター南千里分館の2か所です。
10	仕様書 P2	6 保健指導業務について (1) 実施場所・日程等 ア 保健指導積極的支援 (イ)	R6、R7年度市内公的施設での面接実績日数をお示してください。	公的施設での面接実績 令和6年度:5日 令和7年度:7日
11	仕様書 P2	6 保健指導業務について (1) 実施場所・日程等 ア 保健指導積極的支援 (エ)	R6、R7年度のオンライン面接人数をお示してください。	オンライン面接実績 令和6年度:2件 令和7年度:12件
12	仕様書 P2	6 保健指導業務について (2) 事前準備 ア	会議はオンラインでも可能でしょうか。	可能です。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
13	仕様書 P2	6 保健指導業務について (2) 事前準備 イ	案内ちらしの提出は紙での提出でしょうか。 また1年度に何回の提出となりますか。	案内ちらしの内容確認はデータの提出で問題ございません。配 付用の案内ちらしは受注者で印刷のうえ、紙面で納品をお願い します。 案内ちらしの内容に変更がなければ、原則、年に1回の提出で す。
14	仕様書 P2	5 対象者及び予定人数 (2) 年間予定人数	①積極的支援対象者:約75人 (参考:令和6年度実績人数45人 令和7年度推計人数65人) ②積極的支援利用勧奨対象者:約350人 ③動機付け支援利用勧奨対象者:約830人 ④動機付け支援対象者:約170人 上記で示されている①~④以外での見積項目提出は可能で しょうか。	発注者が分かるように見積明細が表記されていれば問題ござ いけません。
15	仕様書 P2	5 対象者及び予定人数 (1) 対象者 イ	イの「30歳から39歳までの吹田市民のうち」とありますが、この 方々は吹田市国民健康保険被保険者ではないということでは うか。条件アの30歳から39歳の方との違いを確認したい意図 です。	アは吹田市国保健康診査の対象者で、30歳から74歳の吹田 市国民健康保険被保険者です。イは30歳代健康診査の対象 者で、30歳から39歳の吹田市民のうち、吹田市国民健康保険 非被保険者です。
16	仕様書 P2	5 対象者及び予定人数 (2) 年間予定人数	ここに記載されている予定人数は令和8年度単体の人数の理 解で良いでしょうか。 また、上記の理解が正しい場合、令和9年度以降の単年の年間 予定人数も年度ごとにご提示いただけませんかでしょうか。	令和9年度以降も仕様書に示した年間予定人数を想定してい ます。仕様書P2の「5 対象者及び予定人数 (2) 年間予定人 数」をご参照ください。
17	仕様書 P2	5 対象者及び予定人数 (2) 年間予定人数	R6、R7年度の動機付け支援実績(又は推計人数)をお示しく ださい。	動機付け支援実績 令和6年度:724件 令和7年度:700件程(集計中のため概算)
18	仕様書 P2	6 保健指導業務について (1) 実施場所・日程等 ア 保健指導積極的支援 (イ)	貴所の施設での面談日時が20時までと記載ありますが、平日・ 土曜共に20時まで対応できることが必須でしょうか。	必須ではありません。多くの対象者が特定保健指導を利用でき るよう、夜間対応が可能な体制が望ましいと考えています。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
19	仕様書 P2	6 保健指導業務について (1) 実施場所・日程等 イ 保健指導動機付け支援	動機付け支援の方からも対面面談の要望をいただいた場合は過去どのように対応されていたか教えていただけますでしょうか。	動機付け支援の特定保健指導は吹田市医師会に委託し、健診結果返却時に健診受診医療機関で実施しており、過去の対応例はございません。動機付け支援の方から対面面談の要望があった場合は、対応方法の検討のため、ご相談ください。
20	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3) 利用申込受付 ア	「利用勧奨後の申し込みについては、受注者の施設で行い」とありますが、弊社では電話での受付対応を在宅勤務のオペレーターも行っております。これは許容不可でしょうか。	個人情報の安全が確保された業務運営のため、受付対応時の個人情報の取扱い方法について事前に確認し、対応可否の判断や対応方法の検討が必要と考えています。
21	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3) 利用申込受付 イ	受領方法はクラウド共有で問題ないでしょうか？	本市の活用しているツール（大容量ファイル送受信サービス、電子申込システム等）を使用し、データの授受を行うことを想定しています。
22	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3) 利用申込受付 イ	提供はどのような形態でどうやっていつ頃共有いただけますでしょうか？（初回面接の日程調整に影響するため）	本市の活用しているツール（大容量ファイル送受信サービス、電子申込システム等）を使用し、データの授受を行うことを想定しています。 データ提供時期については 仕様書P5の「7 利用勧奨業務（2）事前準備 ア、イ」に記載しています打合せ会議、マニュアルの作成時の協議によって決定します。
23	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3) 利用申込受付 イ	「健康診査結果をデジタルデータで受領すること」とありますが、ご提供方法は何を想定されてますでしょうか。オンラインストレージサービスの利用は可能でしょうか。	本市の活用しているツール（大容量ファイル送受信サービス、電子申込システム等）を使用し、データの授受を行うことを想定しています。
24	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3) 利用申込受付 イ	「吹田市から健康診査結果を受け取る前に積極的支援の申し込みがあった者については、別途検査機関から提供する。」とありますが、この際の手続き受付窓口は検査機関でしょうか。それとも貴所、または受託者でしょうか。 同箇所のアに記載と異なる申込ルートと認識しており、詳細な申込～データ連携までの流れを確認したい意図です。	原則、申込み受付窓口は受注者です。 申込受付時点で本市から健康診査結果が提供されていない場合、検査機関からの提供を想定していますが、詳細の流れについては協議が必要と考えています。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
25	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3) 利用申込受付 イ	R6、R7年度のデータの受け渡しは、各々何回かお示してください。 また、別途検査機関からの提供回数も年度毎にお示してください。	データの受け渡し回数 令和6年度:23回 令和7年度:24回  検査機関からの提供回数 令和6年度:運用なしのため0件 令和7年度:5件
26	仕様書 P3	6 保健指導業務について (3)利用申込受付 ウ	メールアドレスを聞き取れた場合はメールでの連絡でも差し支えないでしょうか？	差支えございません。
27	仕様書 P3	6 保健指導業務について(3) 利用申込受付 ウ	申込受付後の利用者への案内は、郵送のみで実施する必要がありますか。また、申込時にメールアドレスを取得できた場合、メール等による案内での代替は可能でしょうか。	差支えございません。
28	仕様書 P3	6 保健指導業務について (4)資格確認	提示されない場合はどのように対応すればよいでしょうか？	事前に本市から健診結果データを提供した者は対象者のため、保健指導を実施ください。
29	仕様書 P3	6 保健指導業務について(5) 利用申込受付 エ	「原則、初回面談時に血圧等の測定を実施すること」とありますが、事前案内により前日または当日に利用者自身で測定してもらう運用は可能でしょうか。	測定機器等がご準備できない場合はご相談ください。オンライン面接等、その場で測定ができない場合、正しい計測方法をお伝えいただき、対象者より測定値をご確認ください。
30	仕様書 P3	6 保健指導業務について (5)保健指導の内容 エ	市の施設には測定できるものがある認識でよいでしょうか？ またICTの場合など測定できない、本人拒否または測定できるものがない場合は本人確認で問題ないでしょうか？	受注者でご準備ください。測定機器等がご準備できない場合はご相談ください。オンライン面接等その場で測定ができない場合、正しい計測方法をお伝えいただき、対象者より測定値をご確認ください。
31	仕様書 P3	6 保健指導業務について (5)保健指導の内容 エ	血圧計、体重計は施設でお借りする事は可能でしょうか。 不可の場合は受注者の測定器を施設にて保管いただくことは可能でしょうか。	施設の測定器の使用及び受注者の測定器の保管は可能ですが、平日17時30分以降、土曜祝日は、施設内に職員が不在のため、準備できない可能性がございます。
32	仕様書 P3	6 保健指導業務について (5)保健指導の内容 エ	オンライン面談時には測定可能な内容のみで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 オンライン面接等その場で測定ができない場合、正しい計測方法をお伝えいただき、対象者より測定値をご確認ください。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
33	仕様書 P4	6 保健指導業務について (5) 保健指導の内容 サ	継続支援時にメールなどの通信料や折り返し電話など多少の費用は想定されるがこのレベルは差し支えないでしょうか？ 費用負担のない方法とはどのようなものを想定されますでしょうか？	差し支えございません。 実費負担のある支援方法として有料アプリでの支援等を想定しています。
34	仕様書 P4	6 保健指導業務について (5) 保健指導の内容 セ	利用特典はQUOカード等のプリペイドカードでも可能でしょうか。	問題ございません。
35	仕様書 P4	6 保健指導業務について (6) 評価の実施 イ動機付け支援対象者 (イ)	どのようなアンケートを想定されていますでしょうか？ 必要項目の確認ができていれば問題ないのでしょうか？	お見込みのとおりです。 確認が必要な項目が網羅されていれば問題ございません。
36	仕様書 P5	6 保健指導業務について (9) 主治医との連携	主治医への情報提供方法について過去の事例をお示しく下さい。	本人を介して主治医に情報提供することはありますが、受注者が直接主治医へ情報提供した例はございません。
37	仕様書 P5	6 保健指導業務について (9) 主治医との連携	対象者に対して主治医に伝えてもらうように促すことでの理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
38	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (1) 実施場所・日程等	「受注者の施設にて平日・土曜日の9時から20時の時間帯に電話で実施すること。」とありますが、弊社では電話オペレーターも在宅勤務を行う日があります。また架電時間を18時までとしています。こちらは許容可能でしょうか。	個人情報の安全が確保された業務運営のため、受付対応時の個人情報の取扱い方法について事前に確認し、対応可否の判断や対応方法の検討が必要と考えています。 架電時間について必須ではありません。多くの対象者に利用勧奨ができるよう、夜間対応が可能な体制が望ましいと考えています。
39	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (1) 実施場所・日程等	この時間帯の中で2回日時を変えて対応する認識でよいでしょうか？ また日祝の実施も可能ですが曜日制限はない認識でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。 曜日制限は設けていません。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
40	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (2) 事前準備 ウ	こちらに記載されている「保健指導プログラムの内容及び申し込み方法を記載した特定保健指導利用勧奨案内ちらし(A4用紙1枚以内)」と同仕様書6.(2)イの「保健指導プログラムの内容及び申し込み方法を記載した特定保健指導利用勧奨案内ちらし(A4用紙1枚以内)」は同じものを指している理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (3) 特定保健指導未利用者 に対する勧奨 ア	専門職が電話対応を行う旨の記載がありますが、専門職による対応は必須要件でしょうか。(例:経験豊富な専門職以外の専任チームにより勧奨業務を実施する場合)	必須要件です。
42	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (3) 特定保健指導未利用者 に対する勧奨 イ	R6、R7年度の発送部数をお示ください。	積極的支援利用勧奨業務 発送部数 令和6年度:118件 令和7年度:116件  動機付け支援利用勧奨業務 発送部数 令和6年度:利用勧奨業務の実施なし 令和7年度:利用勧奨業務の実施なし
43	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (3) 特定保健指導未利用者 に対する勧奨 ウ	R6、R7年度の架電対象人数をお示ください。	積極的支援利用勧奨業務 架電件数 令和6年度:235件 令和7年度:237件  動機付け支援利用勧奨業務 架電件数 令和6年度:利用勧奨業務の実施なし 令和7年度:利用勧奨業務の実施なし
44	仕様書 P5	7 利用勧奨業務 (3) 特定保健指導未利用者 に対する勧奨 エ	初回の対象者リストとは別のものを頂ける認識でしょうか?	仕様書P3の「6 保健指導業務について (3) 利用申込受付イ」に記載している健康診査結果のデジタルデータは積極的支援対象者のデータであるため、別のリストを提供します。詳細については、仕様書P5の「7 利用勧奨業務 (2) 事前準備ア、イ」に記載しています実施体制の確認、マニュアルの作成時に送付時期等を協議できればと考えております。

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルに係る質疑回答

質問 番号	質疑			回答
	資料名	質疑項目	質疑内容	
45	仕様書 P6	7 利用勧奨業務 (3) 特定保健指導未利用者 に対する勧奨 ク	メールアドレスを聞き取れた場合はメールでの連絡でも差し支えないでしょうか？	差し支えございません。
46	仕様書 P6	7 利用勧奨業務 (3) 特定保健指導未利用者 に対する勧奨 サ	不通や留守番電話は多々発生しますが、最大2回の架電回数に計上できないとなると、期限なく永遠に架電を行うということでしょうか？	不在、番号相違、不通、留守番電話等にメッセージを残した場合は計上できませんが、本人への連絡は仕様書 P5の「7 利用勧奨業務(3) 特定保健指導未利用者に対する勧奨 ア」に記載のとおり電話2回(不在等含む)、郵送1回を実施してください。
47	仕様書 P6	9 月次報告 (1)～(4)	報告内容が網羅されていれば、ご指定の様式でなくても問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
48	仕様書 P7	10 年次報告	基本は毎年何月に提出になりますでしょうか？ また仕様書P1対象者のアとイや40歳以上と未満で分けたりする必要が出来ますでしょうか？	毎年7月に提出をお願いします。 仕様書P1の「5 対象者及び予定人数(1)対象者 ア」については、30～39歳、40～74歳に分けて、ご提出してください。
49	仕様書 P7	11 委託料の支払方法	(1)～(3)の項目でのみ請求という理解で宜しいでしょうか。 勧奨チラシの作成や架電勧奨、その他諸経費も全て(1)～(3)に含める認識で良いか確認したい意図です。	お見込みのとおりです。 利用勧奨業務に関連する支払い項目については、仕様書P5の「7 利用勧奨業務(2) 事前準備 ア」に記載していますとおり、会議で詳細を決定します。